

令和7年度 第1回四街道市保健福祉審議会会議録

開催日時 令和7年5月19日(月)午後2時～午後3時30分
開催場所 総合福祉センター3階会議室
出席者委員 澁谷会長 佐藤副会長 阿部委員 川崎委員 沖山委員 岩谷委員
金室委員 齊藤委員 大森委員 鈴木委員 田島委員 中村委員
欠席者委員 松島委員 櫻井委員 島田委員
事務局出席者 渡辺福祉サービス部長 大手福祉サービス部副参事
社会福祉課：飯泉課長 木村係長 深澤主任主事 大野主事
障がい者支援課：安永課長 杉本補佐 宮内係長 大野係長
傍聴人 3名

——会議次第——

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 諮問
 - (1) 四街道市手話言語条例について
 - (2) 第4次四街道市地域福祉計画の策定について
4. 議題
 - (1) 四街道市手話言語条例(案)について
 - (2) 四街道市手話言語条例の答申(案)について
 - (3) 第4次四街道市地域福祉計画の概要及び策定スケジュールについて
 - (4) 部会の設置について
5. 答申
 - (1) 四街道市手話言語条例について
6. 閉会

——会議概要——

1. 開会

(配布資料確認等)

2. 会長挨拶

3. 諮問

(1) 四街道市手話言語条例について

(2) 第4次四街道市地域福祉計画の策定について

4. 議題

(1) 四街道市手話言語条例(案)について

【安永課長】

— 議題1について説明 —

【澁谷会長】

まず質問から。

【岩谷委員】

諮問から答申までの期間が短いですが、今年9月に上程しなければならない理由とは。

【安永課長】

昨年12月に四街道市聴覚障害者協会から要望をいただき、今年度中の制定を目指すことになった。また、11月に東京にてデフリンピックが開催されることもあり、気運が高まっていることから、デフリンピック開催までの制定のため、9月市議会への上程を目指すことになった。

【岩谷委員】

デフリンピックの開催がなければ、急ぐ必要はなかったということか。

【安永課長】

当初、今年度中の制定を目指していたが、デフリンピック開催前までの制定を目指しているところである。

【岩谷委員】

昨年12月に四街道市聴覚障害者協会から要望を頂いたとのことだが、以前に同様の要望等はなかったのか。

【安永課長】

正式な要望として提出されたのは、昨年12月が初めてとなる。それ以前にも手話言語条例の制定について、意見等は頂いていた。四街道市聴覚障害者協会としては、手話言語条例が必要かどうか等の検討を重ねた上で、要望書の提出に至ったとのこと。

【岩谷委員】

審議期間が短いことにより、審議が十分に尽くされないことを心配している。四街道市聴覚障害者協会から、早期の条例制定の要望があったのか。

【安永課長】

要望書にはそのような文言はなかったが、9月市議会への上程を考えていることを四街道市聴覚障害者協会に伝えたところ、そんなに早く進めてもらえるのかとの声を頂いたため、早期の条例制定は、協会としても希望されているところだと思っている。

【岩谷委員】

千葉県内では、条例を制定しているところが少ない。そのことから、四街道市聴覚障害者協会が要望されたのであれば、できる限り早く議論を尽くすことはやぶさかではない。

【田島委員】

手話言語条例を制定することによって、手話が広まっていくのだろうか。手話が必要ではない人には、条例を制定しても効果が薄いのではないか。

【安永課長】

手話言語条例を制定することによるメリットとして、手話が言語であることを明記することにより、手話への理解と普及を促進すること。また、手話による意思疎通と社会参加の保障を推進するために、手話言語条例を制定することで、目的を明確化し、より施策に力を入れて取り組むことができると考えている。

【澁谷会長】

日本では、手話が言語として扱われずにいたことで、理解や普及が遅れてしまった中、四街道市が手話言語条例を制定することにより、施策等で言語の一つとして、保障していくことをアピールしていくとのこと。

【齊藤委員】

資料 1-2「四街道市手話言語条例（案）」第 7 条第 1 項第 4 号について、災害時における手話による情報とは、どのようなものを想定しているのか。あらかじめいくつかのパターンを録画して提供するのか。

【安永課長】

災害時は、逃げ遅れ等が懸念されるため、災害の情報、ニュース等を同時に手話によってお伝えする装置等の手段を想定している。

【齊藤委員】

災害時だけではなく、平常時の熱中症アラートや光化学スモッグ発生注意報等については、どのように情報提供するのか。

【安永課長】

熱中症アラート等については、メールにて配信を行っている。

【澁谷会長】

意見に移る前に、デフリンピックの開催が近づいている等、事務局としては早期に制定したいとのことだが、本日中に答申まで行うことについて、賛成意見等あれば。

【佐藤委員】

これまで手話通訳者だけで聴覚障がい者に伝えるということがなされてきたが、これからは、市民も手話を理解し、そして聴覚障がい者と意思疎通ができるような街となったらよいと思う。

この条例を制定することで、学校教育に手話を取り入れられ、手話通訳者が増え、さまざまな場面において聴覚障がい者も一緒に参加できる、市民全員が楽しめる文化を作っていけるのではないかと期待し、早期の条例制定に賛成である。

【中村委員】

歩道の点字ブロックについて、剥がれかけていたり、ない場所もある。白杖を使う学生が歩きにくい様子が見受けられた。視覚障がい者にとって白杖は命のため、点字ブロックは大切だと思う。

【澁谷会長】

本日中に答申を行うことに対し、反対意見はあるか。

【各委員】

— 意見なし —

【澁谷会長】

それでは、本日中に答申を行う予定で進める。
次に、条例（案）について、ご意見は。

【岩谷委員】

資料 1-2「四街道市手話言語条例（案）」1 ページ目前文について、条例に掲載されるのか。

【安永課長】

掲載予定である。

【岩谷委員】

意見として、第1条目的について、他市事例のように、手話が独自の文法をもっていることや視覚的に表現する言語である等、具体的な文言を入れてもよいのではないか。

次に、第6条県との連携協定について、県内の手話言語条例制定をしている市との連携は、必要だと考えている。

最後に質問として、第7条の条文には、「推進しなければならない」とあるが、他の条文は、「努めるものとする」とある。この表現の違いの理由は。

【安永課長】

第7条については、強く推進していきたいと考えているため、このような文言になっている。

【澁谷会長】

我々の意見については、パブリックコメントを含めながら、条例案を事務局に作成するよう一任してよいか。

【各委員】

— 異議なし —

【澁谷会長】

それでは、条例文については、事務局に一任する。
他に修正意見等はあるか。

【中村委員】

資料 1-2「四街道市手話言語条例（案）」1 ページ目「手話はろう者にとって命であり、大切な言語文化である。」という文に感動した。手話は、必要なものであり、条例制定について賛成である。

【澁谷会長】

資料 1-2「四街道市手話言語条例（案）」第 7 条第 1 項第 4 号について、災害時には、手話だけでなく、その他の手段での情報提供も必要であると思われることから、「手話等」と表記することを検討いただきたい。

【齊藤委員】

手話には、地域等によって文法上の違い等差異があるが、そのことをどうとらえているか。

【安永課長】

日本語と同様に県や地域によって、差異があることは、把握している。

【澁谷会長】

手話は、大きく分けて 2 種類あるが、条例としては、どちらも該当すると認識している。その他、お気づきの点については、個別に事務局へ伝えることとする。

まとめとして、強い反対意見がなかったため、本日、答申を行う。また、審議での意見やパブリックコメントを参考に、事務局にて条例案について検討を行う。このことについては、事務局に一任する。

以上のとおり、手話言語条例について認めてもよろしいか。賛成は、挙手を。

【各委員】

— 挙手 —

【澁谷会長】

全員賛成のため、議題 1 は、承認する。

(2) 四街道市手話言語条例の答申（案）について

【安永課長】

— 議題 2 について説明 —

【澁谷会長】

答申について、附帯意見はあるか。

【各委員】

－ 意見なし －

【澁谷会長】

附帯意見はなしでよろしいか。

では、事務局から示された案のとおり答申してよろしいか。賛成は、挙手を。

【各委員】

－ 挙手 －

【澁谷会長】

全員賛成のため、議題2については、承認する。

(3) 第4次四街道市地域福祉計画の概要及び策定スケジュールについて

【木村係長】

－ 議題3について説明 －

【澁谷会長】

資料2-1及び資料2-2について、質問、意見等はあるか。

【川崎委員】

資料2-1「第4次四街道市地域福祉計画の策定方針(案)」5.市民参加等の地域福祉関連団体について、対象となる団体数は。

【木村係長】

30団体を予定している。

【澁谷会長】

資料2-1には、地域福祉関連団体について、ヒアリング調査を実施すると記載されているが、資料2-4として団体アンケート調査票がある。ヒアリング調査とは、団体アンケート調査のことか。

【木村係長】

6月に団体アンケート調査を実施後、別途、ヒアリング調査を行う予定である。

【澁谷会長】

資料2-1には、地域福祉関連団体にアンケート調査の実施について、記載がないが。

【木村係長】

地域福祉関連団体の意見聴取として、アンケート調査と意見交換を含んでいる主旨で記載した。

【岩谷委員】

関連団体へのアンケート調査及び意見聴取のように、方針として、正確に記載いただきたい。

【澁谷会長】

資料2-1については、意見のとおり修正をお願いします。

続いて資料2-3及び資料2-4について、質問、意見等はあるか。

【田島委員】

資料2-3「市民アンケート調査」問1について、男性、女性と二つの選択肢を設けているが、ダイバーシティに配慮し、その他という選択肢を作る、あるいは回答しないとするなど検討が必要だと思いがいかか。

【澁谷会長】

事務局として、男性、女性としたのか。

【木村係長】

統計的に処理する都合上、選択した人数が少なくなると回答として有効では無くなるため、2択とした。

【澁谷会長】

必須回答ではなく、未回答可とするなどの工夫を調査会社含め検討いただきたい。

【木村係長】

必須回答ではなく、未回答を可とするよう対応を検討する。

【田島委員】

資料 2-3、問 23 成年後見制度について、多くの市民は知っていると思われるため、今まで市が開催してきた市民後見人養成講座の受講者をどのように活躍させたいかを問うよう要望する。また、四街道市には外国にゆかりがある市民が増加しているが、普段の交流がないため、そのような人々に関する項目を増やせないか要望する。

【阿部委員】

資料 2-3、問 2 年齢について、20 歳代以下と 18 歳、19 歳が 20 歳以上と同じ選択肢になっているが、18 歳あるいは 19 歳が回答した際、区別がつかないため、別に選択肢を設けることは可能か。

【木村係長】

前回調査時では、10 歳代、20 歳代と分けていたが、10 歳代は、回答者の人数が少なく、最終的に 20 歳代以下と併せて集計を行った。

【澁谷会長】

前回同様、アンケート調査時は、10 歳代、20 歳代と分け、統計処理時に、20 歳代と併せて処理する等の対応を要望する。

【中村委員】

資料 2-3、問 24 保護司等の活動について、保護司として 9 年活動しているが、活動を知らない人が多い。一時的に広報するのではなく、年間を通してこのような取り組みをしている人がいること、受け皿を社会全体で作る必要があると感じた。

【岩谷委員】

資料 2-3、問 9 自治会の加入状況について、選択肢が加入している、加入していないの 2 択となっているが、最近自治会が作られていないこともあるため、「自治会がない」という選択肢を増やすべきではないか。

次に、問 14-3 活動参加の理由について、選択肢 2 活動に参加すると自分や自分の家族に有利になるからとあるが、「有利」を「ためになるから」のように柔らかい言葉に変更すべきではないか。

【澁谷会長】

2 点目については、前回も同様か。

【木村係長】

前回と同様である。意見のあった2点については、ご意見のとおり対応する。

【澁谷会長】

その他、質問、意見等はあるか。

【各委員】

— 質問及び意見等なし —

【澁谷会長】

以上で、議題3については、承認とする。

(4) 部会の設置について

【木村係長】

本日諮問した計画に加え、第5次四街道市障がい者基本計画をご審議いただくため、地域福祉部会、障がい福祉部会の2つの部会の設置し、各自一つの計画を審議いただきたい。

【澁谷会長】

この審議会の中に、地域福祉計画の策定に向けた、地域福祉部会、第5次四街道市障がい者基本計画の策定に向けた検討を行う、障がい福祉部会、二つの部会の設置について、了解いただけるか。

【各委員】

— 異議なし —

【澁谷会長】

部会の構成について、事務局案のとおりとしてよろしいか。

【各委員】

— 異議なし —

【澁谷会長】

今後、調整等があれば私及び事務局にて対応する。
その他、事務局から補足説明はあるか。

【木村係長】

部会長の選出については、第1回の部会開催時に互選により選出願いたい。

5. 答申

(1) 四街道市手話言語条例について

【澁谷会長】

先ほど、審議いただいた「四街道市手話言語条例」について、答申を行う。

【木村係長】

鈴木市長は、公務により不在のため、福祉サービス部長の渡辺が鈴木市長に代わり、澁谷会長から答申を頂戴する。

— 澁谷会長が答申を読み上げた後、渡辺部長へ答申書を手渡す —

【渡辺部長】

本日、諮問させていただいた「四街道市手話言語条例」について、慎重にご審議、ご答申を賜り、誠にありがとうございました。

また、本条例の諮問にあたって、大変限られた時間の中でのご対応をお願いすることとなり、ご負担をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今回の答申にあたり、委員の皆様には、専門的なご知見をもとに、丁寧な議論をいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

今後はさらに市民の皆様からのご意見を広く伺うため、パブリックコメントを実施してまいります。そして、より多くの声を反映し、よりよい条例としてまとめてまいります。

本市として、すべての人が互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指し、今後も保健福祉行政のさらなる充実に取り組んでいく。

委員の皆様は、引き続き本市行政へのご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

【澁谷会長】

以上で、全ての議事等は終了したが、他になければ議事は終了とする。事務局から連絡事項をお願いする。

6. 閉会

【木村係長】

答申いただいた条例案については、パブリックコメントを5月24日から6月22日までの約1カ月間行い、いただいた意見を踏まえ、9月市議会に議案として条例案の上程を予定している。

提出された意見及び意見に対する市の見解については、取りまとめ次第、市ホームページに掲載予定である。

また、障がい者基本計画に係るアンケート調査結果について、まとめたものを配布した。

こちらは、昨年度回答率の低かった事業所調査について、ご意見を頂き、再度依頼したところ、回答率が6割を超えた結果を反映したものとなる。

次回の審議会開催は、地域福祉部会を8月頃に、障がい福祉部会を10月頃に予定しており、日程等は、改めて連絡する。

なお、前回の審議会にて要望のあったとおり、委員全員に両部会の資料を送付する予定である。

【澁谷会長】

以上で令和7年度第1回四街道市保健福祉審議会を終了とする。